

花巻住宅用火災警報器給付事業を1月6日から実施します

花巻市では、火災から生命及び財産を守るとともに、低所得者の経済的負担を軽減し、福祉の向上を図ることを目的として住宅用火災警報器を給付する事業を行います。

本事業は、11月15日に執り行いました寄付採納式で、株式会社岩手防火管理サービス様より御寄附いただいた住宅用火災警報器を市民の皆様へ給付するものです。

災害弱者である高齢者、障がいのある方の防火対策に活用して欲しいという寄附者の御意向を尊重し給付事業を行うことといたしました。

1. 「花巻市住宅用火災警報器給付事業」概要

- 1 給付対象者 市内に居住し、住宅用火災警報器が未設置の世帯のうち、市民税非課税世帯又は生活保護世帯であって、次のいずれかに該当する世帯です。ただし、平成18年6月1日以降に建築された住宅又は公営住宅に居住する世帯は除きます。

- (1) 65歳以上のひとり暮らし世帯
- (2) 75歳以上の高齢者のみの世帯
- (3) 身体障害者手帳の交付を受け、記載されている等級が1級又は2級の方が属する世帯
- (4) 療育手帳の交付を受け、程度の表示記号がAである方が属する世帯
- (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害等級が1級である方が属する世帯
- (6) 要介護認定を受け、要介護4又は要介護5である方が属する世帯
- (7) 前各号に掲げる世帯のほか、市長が必要と認める世帯

- 2 申請受付 令和2年1月6日（月）から

- 3 給付個数 500個（先着順）

※世帯ごとに火災予防条例に定める設置基準に準拠した個数を給付

- 4 申込方法 消防本部予防課又は各消防署・分署へ、上記1に記載している給付要件を確認できる書類を持参の上、同課窓口に備え付けている申請書に必要事項を記載して申し込みください。

※申請はご本人だけでなく親族等の方からも受け付けます

- 5 お問い合わせ先

花巻市消防本部予防課 電話0198-22-6123（直通）

《参考》

住宅用火災警報器の給付は、花巻市内で消防用設備等点検整備・設計施工を業務とする株式会社岩手防火管理サービス様が、会社設立40周年記念事業の一環として、同社の取扱物品である住宅用火災警報器を寄付し災害弱者の住宅防火対策に役立てて欲しい、との申し出があったことから実現しました。



2. 住宅用火災警報器設置推進に向けた取り組みについて

住宅用火災警報器は、平成18年6月1日から新築住宅に設置が義務づけられ、平成23年6月1日からは全ての住宅に設置が義務づけられました。本市においては、広報誌、市ホームページ等の広報媒体の活用、各種訓練時及び街頭でのPR活動を通じ設置推進の広報活動を続けてまいりました。

本市の住宅用火災警報器の設置率は、84%を超えておりますが、残念ながら未だに約16%ほどの世帯では未設置の状態が続いています。住宅用火災警報器は、電池式のため10年を超えると電池切れ、それ以前でも電子機器の故障のおそれがありますので、今後は設置率向上のための活動は継続しながら、併せて維持管理に関しても広報活動に努めてまいります。